

平成18年4月28日

財団法人 財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 殿

全国自動車部品用品厚生年金基金

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」  
に対する意見

平成18年3月16日に公開・コメントの募集が行われた、実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、下記のとおり意見を提出します。

## 記

平成16年6月の厚生年金保険法の改正により、基金設立事業所が厚生年金基金の代行部分について、最低責任準備金を超えて負担する必要がなくなりました。

厚生年金基金は、基金設立事業所の代行部分に対する責任が根本的に変わったことから、退職給付債務を最低責任準備金とするように、会計基準の見直しを要望してきましたが、いまだに見直しが行われていません。

このようなことから、本公開草案に強く反対するとともに、一日も早く代行部分については退職給付債務の対象外とする、もしくは退職給付会計基準の対象とするのであれば、債務を最低責任準備金とするよう早急に見直しを要望します。

以上